

第八回国会 通商産業委員會議録第三号

昭和二十五年七月十九日(水曜日)

午後一時三十七分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事 阿左美廣治君 理事多武良哲三君

理事中村 幸八君 理事河野 金昇君

理事今澄 勇君

今泉 貞雄君 江田斗米吉君

小川 平二君 澁谷雄太郎君

高木吉之助君 田中 彰治君

永井 要造君 中村 純一君

福田 一君 南 好雄君

村上 勇君 高橋清治郎君

加藤 謙造君 田代 文久君

出席國務大臣 横尾 龍君

出席政府委員 首藤 新八君

通商産業政務次官 中村辰五郎君

通商産業事務官

(通商鉄鋼局長) 磯田 好裕君

委員外の出席者 大蔵事務官(主計局長) 小山 雄二君

通商産業事務官(通商鉄鋼局長) 谷崎 明君

通商政策課長 専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

七月十八日

委員勝間田清一君辭任につき、その補欠として加藤謙造君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

日本製鉄株式会社法廃止法案(内閣提出第三号)

第一類第十一号 通商産業委員會議録第三号 昭和二十五年七月十九日

○小金委員長 これより通商産業委員會議を開会いたします。

ただいまから日本製鉄株式会社法廃止法案を議題として審査を進めます。質疑をお許しいたします。中村幸八君。

○中村(幸)委員 日本製鉄株式会社は過度経済力集中排除法により分割を命ぜられました。企業再建整備法に基づき、本年三月三十一日解散し、八幡製鉄、富士製鉄等の四会社が、第二会社として新しく誕生いたしました。つきまして、主として日鉄に対する政府の権限、監督というふうなものを規定いたしておられます。日本製鉄株式会社は存続の意味がなくなりましたので、今回これを廃止するのであるという御趣旨のようでございますが、これにつきましては何ら異論をさしはさむべき余地はないと思っております。私は本法案の附則に規定いたしておりますところの、経過的措置につきまして、二、三箇条にお尋ねをいたしまして、政府の所信をただしておきたい、かように考えるのであります。

まず第一に官営八幡製鉄所から日本製鉄に引いた従業員の退職手当の問題であります。この退職手当の問題につきましては、先日ちようだいいたしました資料のうちで「日本製鉄株式会社法廃止法案について」というものによりますと、日鉄法第十六条、それから同法施行令の第一条の二、第一号によりまして、日本製鉄におきまして、従業員の製鉄所在職期間と日本製鉄所の期間とを通算いたしましたして、

退職手当を支給する。そうして政府負担分と日本製鉄の負担分とを計算いたしました上で、日鉄法第十七条、それから同法施行令第二条、第一項第三号によりまして、政府負担分は日本製鉄が政府に支払うべき配当金より控除することになつておる。そうして昭和十九年の三月三十一日までの退職者に対する退職金については、すでに清算ができておる。しかしながらそれ以後における退職金については、政府の配当金がないので、未決済になつて、いわば日鉄の立てかえとなつておる。そこでこの際この損失を政府において補償しよう、というように承知いたしておるのであります。この点はごくごくもつとも立法であると思つておる。ところが日鉄法その他の関係法令をさしに調べてみますと、政府配当金から控除することができなかつた場合には、それ以上はどうするかという規定が何にもないのであります。そこでこの点に関する政府の終局的責任というものがはたしてあるのかないのかという点につきまして、多少の疑問が起つて来るのではないかと思つておる。私は本来政府に対する日鉄の求償権というものを、もつとはつきりと明文にしておかなければならなかつたのだ、いわゆる立法のミスではなかつたかと思つておる。政府においてはこの点にかんしてどうおられますか、お伺いしたいと思います。

方、この点をひとつはつきりこの席で御言明になつていただきたい、かように思つておる。いかががですか、お伺いいたします。

○首藤政府委員 ただいまの中村委員の御質問に対してお答えしたいと思います。御質問に對しては、単に配当の中から差引くということのみが規定されておるのであります。配当のない場合にはどうするかということが明記してありません。これは御説の通り法の不備だと存するのであります。ただ當時は、少くとも民間会社をさうに一つの会社に集中するということは、一種の企業合理化でありますから、多分配金は継続するであらうという気が非常に大きかつたために、こういう法ができた私は了解しておるのであります。そこでこの配当のない場合に一体政府は最終的な責任を負うかどうかという御質問であります。これはあくまでも責任を負うものであるというふうには御了解つてさしつかえないと思つておる。中村(幸)委員 そういたしますと、附則第二項によりまして、政府が補償する人員の数と金額、それから同じく第四項によりまして補償する人員と金額というものは、それ／＼どの程度になつておられますか、お示し願います。またその金額については予算的措置はどうなつておるか、この国会にお出しになるのか、あるいは今出さなくとも、次の臨時国会でもいい、とかいふ、その点をお示し願いたいと思つておる。中村(幸)委員 今のお話で、人員と金額の点はわかりましたが、いつこの

のであります。

○首藤政府委員 日鉄に合併いたしましたして、昭和十九年四月一日以降日鉄が解散までに退職しました従業員は六千名であります。そしてこの退職手当も、先ほど中村委員の申されたような比率によつて計算いたしました。政府の負担となるべき金額が三百万円でありまして、なお今度の第二会社に引継がれました従業員の中で、製鉄所から引継いで勤務しております者は五千名であります。そこでこの五千名であります。ただ御承知の通り、企業再建整備法の規定によりますれば、日本製鉄株式会社時代の在職期間を通算されますけれども、その前の製鉄所時代の在職期間の通算は行えないということに再建整備法になつておるわけでありまして、しかも第二会社に引継がれた際も、これもまた整備法で退職金は支給できないということになつておりました。その該当します従業員に對しましても非常にお気の毒な立場にありまします。何らかの処置をもつてその権利を確保する必要があるということから、今回それらに對しては、製鉄所時代の在職期間に應じた退職手当をこの際支払わさせていただきます。この際支払わさせていただきます。この政府の負担金が大体四百万円でありまして、合計七百万円を今度の法案ができます。別個に予算措置が必要となりますので、それ／＼処置をとりたい、かように考えておるのであります。

○中村(幸)委員 今のお話で、人員と金額の点はわかりましたが、いつこの

予算をお出しになるか、その点をお伺いいたします。

○首藤政府委員 この臨時国会の間に合わぬと思えますから、次の本国会に提案したい、かように考えております。

○中村(幸)委員 ただいまの御説明によりまして、退職手当支給による損失を政府において補償することにつきましては、大体了承いたしましたのであります。

次に本件に関連いたしました、財団法人八幡製鉄共済組合年金額の問題について、主として大蔵省の方にお尋ねしたいと思っております。この問題につきましては、八幡製鉄所共済組合年金受給者並びに年金額の資格を持つておられる方が一万人ほどあるものであります。この多数の方が非常に心配いたしておりまして、前国会の閉会の際にも、その代表者たちがかわる／＼国会に陳情に参りまして、あるいは大蔵委員会あるいは厚生委員会その他関係各方面に陳情請願を續けて参りまして、その苦衷を訴え、年金額を嘆願しておつたのであります。御承知のように、官営八幡製鉄所の従業者は、恩給法の適用を受くることゝの判任官以上の職員と、恩給法の適用を受けないところの雇用員、職工というこの二種類の者があつたのであります。雇用員、職工につきましても、将来における生活保障という必要からいたしまして、恩給法にかわる、恩給法に似たような何か年金制度が必要だというような声が強く叫ばれて、その結果、大正八年に八幡製鉄共済組合年金制度というものが創立せられて、大正十一年には勅令第四百九十五号によりまして、法的の根拠も与えられて、政府と共済組合員双方、この両者から責任準備金の基礎であります保険料をそれぞれ支払つておつた、こういうことでありまして、昭和九年に製鉄所官制が廃止せられて、日本製鉄が創立せられるにあたりましては、全面的にこの八幡製鉄共済組合というものは日鉄に引継がれて今日に至つておるのであります。そうして昭和九年一月三十一日以前の旧官営八幡製鉄所共済組合時代に年金受給資格の発生した者の年金額というものを調べてみますと、わずかに平均二百七十七円でありまして、官業共済組合時代に決定いたしました年金額に据え置かれておるのであります。さらにまた昭和九年二月一日以後、すなわち民営移管後に年金受給資格の発生した者も、平均が年三百六十円となつておるのであります。ところが一般公務員の方はどうかと申しますと、再度の国家公務員共済組合法の改正によりまして、現在六千三百七十円ペースによつて年金を支給せられておりました、平均一万余千円の年金を受領いたしておるのであります。同じように過去におきまして国家事業に携わり、老齢あるいは障害によりまして労働能力の減退しておるといふ、こういう気の毒な方々の、この両者の間にかように著しい高低の差があるということは、矛盾も非常にあります。だしいいものである。これもまた一面由々しき社会問題であるとも考へるのであります。この点につきまして、私は官営八幡製鉄所が日本製鉄株式会社に引継がれた沿革、それからまた当時の帝國議會におきまして、中島商工大臣が言明せられた答弁等に見ま

しても、八幡製鉄所共済組合の年金については、官業共済組合とまったく同じ取扱ひをするのだという方針であつたように承知しておるのであります。そこで国家公務員共済組合法の再度の改正によりまして、一般公務員の年金額が増額せられたのに伴ひまして、当然かつて製鉄所に在職しておつた者の年金についても、これと同率に引上げべき責任が政府にあるのではなにか、かように考へるのであります。そこでまずその点について政府のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○首藤政府委員 お説の通りこの問題については、政府といたしましても重大な関心を持つておるのであります。そこで大蔵省の方に対しまして、引き続き現在お折衝いたしておるのであります。本日大蔵省の主計局長が出席されておりますから、いずれ主計局長から御説明があるだらうと思ひますが、通産省といたしましては、当時この法案にも織り込みたいと考へたのであります。別途これと同様の立場にありますが、陸海軍の共済組合あるいは台湾の専売局の共済組合、こういうような一連の同じ性格のものがありますので、こういうものはまだ一つも解決していませんので、一応法案に織り込むというところは除外いたした次第であります。大蔵省の措置がましますれば、至急に法に織り込みまして、単行法として提出したい、さように考へております。

○磯田説明員 ただいま御指摘されました八幡製鉄所の共済組合員に対しましては、旧官業時代から引続き勤務いたしておりますところの者に対する共済給付金の引上げの問題につきましては、この前の国会以来たび／＼この国会において問題になりましたところでありまして、先ほど御指摘になりました通り、旧八幡製鉄所時代において官吏であつた者につきましては、すでに官吏の恩給制度が引上げてあり、また共済組合員につきましては、他の共済組合員につきましては、六千三百円ペースに切りかえられたのに伴ひまして、これもまた引上げられておるのかかわらぬ、旧官業共済組合でありましたところの八幡製鉄所時代におきましては、依然として組合員の給付金というものは、依然として据置きになつておる。この間のバランスをとるべきではないかというお説であると思つておられます。これにつきましては、この前の国会で政府委員からもたび／＼御答弁いたしました通り、その後政府におきましては、他の外地共済組合、海軍共済組合あるいは陸軍共済組合などの問題とともに、鋭意研究して参つたのであります。未だこの問題に対しまして最終的な結論を得るに至つていないのであります。それにつきまして問題になります。これは、なるほど恩給法によりましてこの旧官吏に対しまして引上げられたのであります。この場合は御承知のようにこの恩給の納付金というものは国庫に直接納付されておるわけでございます。従つてそれに相当するところの歳入というものは国庫に入つておるわけでございます。これに対する引上げは、他の官吏と同じように引上げられたのであります。八幡製鉄所の場合は、この共済組合に対しましては、この共済組合に對しましては、いわゆる積立金といつたものは、いわゆる積立金といつたもので、この旧官業八幡製鉄所共済組合から日本製鉄の共済組合に形をかえした場合同じにおきまして、それに相当いたします責任準備金の全部を八幡製鉄所に引継がれておるのでございます。従ひまして純理論的に申しますならば、その後の事情に基づきます共済組合の給付金というものは、その積み立てられたところの責任準備金を引継いだところの製鉄所におきましては、さういふような議論も一応成立つてございまして、しかしながらこの問題につきましては、一方が国庫に直接その恩給掛金を納付しておるのであるから、これは直接国でめんどうを見てやるべきものである。あるいは一方はこれは旧官業八幡製鉄所から日本製鉄株式会社にその責任準備金が引継がれておるから、従つてこれは日本製鉄所においてその共済組合の給付金の引上げはその後の事情においてやるべきであるということには、一概に言ひ得ないのであります。その間の調整をいかにするかという問題につきまして、現在政府の中で研究中でございます。従ひまして以上申し上げましたような事情におきまして、この旧八幡官業共済組合、今の八幡製鉄所の組合の給付金の引上げということにつきましては、まだ最終的結論に至つておりませんので、一応さういふことを御報告申し上げたいと思ひます。

○中村(幸)委員 ただいまの御答弁によりまして、まだ研究中であるというふうなお答えであります。前国会における大蔵委員会におきまして、前尾委員の質問に対しまして水田政務次官からこの問題については十分善処する。至急に着手して御希望に應ずるよ

うにしたいという御言明があつて、おるのであります。私は先ほど申しましたように、官営八幡製鉄所が日本製鉄所に移管いたしました沿革、歴史というものは、あるいは当時の国会におきまして、これは当然官業共済組合と同様に取扱わなければならぬ、こう考へるのではありません。また先ほど首藤政務次官から、官営八幡製鉄所に在職した者の退職手当については、はつきりと通産省、いな政府において責任を感じているんだ、それで今度の法律を出して来たんだ、こういうふうに承つておるのであります。これはこの退職手当の問題と意味はまったく同じであり、条件もまったく同じであると考えられるのであります。一方退職手当だけはこの際認めが、共済組合の年金についてははまだ研究中だということでは、はなはだ物足りないように思うのであります。それから来る八幡製鉄共済組合の年金についても、その責任準備金の限度におきまして、政府においてははつきりとこの責任をお認めになつていただくのが至当じやないかと思ふのであります。特にこの年金を唯一のたよりとして生活を送つておられる年金受給者にとりまして、現在ののごとく、先ほど申しました二百円そこそこの年金——これはタバコを二つ、三つ買えばなくなつてしまふようなわずかな額が年金額であるということは情ないじやないかと思ふのであります。年金受給者の生活の困窮を考へますと、これは一日もはつておくことができない、かように考へるのであります。どうか政府におきまして、先ほど首藤政務次官は、通産省としては

まつたく同感である。極力善処すると言われておりますので、大蔵当局においても、あたたい親心をもちつて、この問題を速急に取上げて解決せられるように、特に希望する次第であります。いま一度、この点についてのお答えを承つておきたいと思ひます。

○磯田説明員 この問題につきまして、先ほど御答弁いたしましたように、大蔵省、政府部内におきましても、まだ最終的な結論に至つていないことは事実でございますが、この前の国会におきまして、できるだけその実情に合うように十分研究をいたして善処するという御答弁がされておるのでございまして、そういう方向において研究いたしておるのであります。できるだけこの実情に合うように研究いたしたいと思ひます。

○中村(幸)委員 もうすでにこの前の大蔵委員会以後において相当日時もたつておることでございます。一方において二百数万の年金を受けている気の毒な方々の身の上を考へまして、即刻研究するならば着手せられまして、ただちに結論を出し、でき得べくば予算の措置をとられんことを特に希望いたしました私の質問を終わります。

○南委員 同僚中村委員から、大体私の申し上げようとすることをほとんどしていただきまして、別に蛇足を加える必要はないと思ふのであります。一、二私の質問だけをしておきたいと思ひます。

第一点は、この附則の第二項の従業者の範囲であります。これはもちろん広い意味だろうと思ふのであります

が、念のために通産省の意向をお聞きしておきたい。

それから第二点は、一応今大蔵省の説明員からお話を承つたのであります。中村委員が言われたように、単に考慮するという程度の問題ではないと思ふのであります。結局のところややと同じ役人であつて、形式上の区別にすぎないのでありますから、ほつておろすことは、いかにも私は乱暴過ぎる結論ではないかと思ふのであります。結局やはり通産省がもう少し真剣になつて、日本製鉄なり、あるいは引継がれた会社に、政府になりかわつてやらすような措置を、行政上の監督でもなさつてしかるべきものじやないか、こういうふうな考へるのであります。この点における通産省の御意見をあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

○首藤政務委員 南委員の御質問に御回答いたします。御質問の第一番の附則の二の問題は、広い意味だということをお断り願ひたいと存じます。

第二の共済会の問題であります。まつたくお説の通りであります。全力をもつて強力に大蔵当局と折衝しまして、なるべく早い期間に御趣旨に沿うような法案を提出するように運びたいと存じておる次第でございます。

○南委員 もし大蔵省が一般の場合の形式的解釈に従つて、官吏と官吏でない者との区別をするならば、その際において、これは当然承継しておる法人が責任を持つべきものじやないか、こういうふうには考へるのであります。従つてやはり行政上の監督によつて、日本製鉄が当然責任を果し、さら

に日本製鉄が解体されて、いろ／＼の会社に分割される際は、その会社が責任を持つて行くべきものじやないか、こういうふうな考へるのであります。願わくば大蔵省が責任を持つてくれればいいのであります。国家財政の見地から見まして、さらにまた先ほど説明がありまして、さらにまた台湾、その他の同種類の共済組合の点もありませんので、なか／＼通産省の努力では早急に解決がしにくいと思ふ。そういう場合には、少くともここに日本製鉄という実体があり、さらに日本製鉄が、名前がかわるにすぎないのであります。から、これらの官吏と官吏にあらざる者の差異を一日も早く解決させるためにやるのが通産省の責任ではないかと思ふのであります。第一段の責任と第二段のいわゆる責任とを明確に御認識くだされまして、万遺憾なきよう措置せられんことを重ねてお願いしておる次第であります。

○首藤政務委員 大蔵省が交渉の結果できないときにはどうするかという第二段の御質問であります。通産省といたしましては、あくまでも他の官吏と同様に扱ひの至当だという確信をもつて交渉しておるのであります。できないというところは現在の場合考へていないのであります。従つてもしできないということになりますれば、また別途の考へ方をしなければならぬと考へております。今のところあくまでできるものなりという確信のもとに折衝を進めたいと存じます。

○今野委員 この日鉄法廃止の法律案の審議に當つて、私はまず通産大臣に、就任最初のことから今までゆつくり質問する機会がなかつたのであります

が、お尋ねしたいことが一つあります。それは大体この製鉄事業あるいは肥料産業あるいは繊維工業等が国の重要な産業行政をつかさどる商工省が通産省と名前がかわりまして、この吉田内閣のもとにおきまして、歴代の通産行政を見るに、御承知のように大臣のかわること最もはなはだしい省でございます。さらに外務省関係の者が通産省に非常に入り込んで、通産省の中で講和条約のできるまでのいろいろな問題に対して、通商貿易その他のことによつて非常に力を得つております。大蔵関係の方も来ておるのであります。先ほどの中村幸八委員の質問の共済問題でも、ほとんど通産省の意向がなか／＼通らない。金融に関しては大蔵省に占められて、通産省は何ら独自の見解がない。そういうときにあたつて大蔵大臣が兼任したり、文部大臣が兼任したり、伴食大臣の兼任の大臣が二代も三代も続いて、しかも通産行政に関する吉田内閣の今日までの政策は、まことに粗末きまわるものであつたということは、横尾さんもおそらく御承知であろう。今までの通産大臣任命のとき通産行政のあり方においては、金融からは大蔵省で締められ、それらの外交官僚の就任によつて外務省の勢力も台頭し、通産省が日本の最も重大な産業管理の省として有名無実に戻そうとしておられる。これは通産大臣の職を引受けられた。われわれは大蔵大臣の推挙であつたとかあるいはどうかというやうな問題は問われないが、今後の日本の通産行政を預かる横尾大臣は、これまでのあり方をするように考へ、そうして日本の重要産業並びに産業行政についていかなる

決意を持つておられるかということをお話したいと思つておられますか。

○横尾國務大臣 たいま私に對して通商行政についての意見を言えというお話でございますが、私は日本の産業は通商もありまされども、まず産業を正常の道に直してこそ貿易もこれに伴い得る、こういうふうな考えです。

従つてたゞいまお話のように、産業方面に關しましては一段と努力をしたいと考へます。現在のように戦争のために世界の水準から数等遅れておられるのが国の産業をとりもどすことが第一歩ではないかと考へておられます。

これに對しましてはいろいろの試験設備も、あるいは研究機関も今まででありましたけれども、そういうものでなしに、ほんとうに業界に寄与できるものをつくるのが第一に私のなすべきことではなからうかと考へておられます。

もちろん製鉄もあるいは石炭も、個々に言いますれば個々にいろいろ問題があると思つておられます。しかし何といたしましても、わが国は人口が多くて土地が狭いということはお存じの通りでありますので、この多数の労働力を世界市場に製品として出し得るよう指導することが私の任務なりと考へておられるのであります。

いろいろのことにつきましては、その業務々々をよく討究して行くということをお話して御了承を得たいと思つておられます。現在のうちに、せつかつくりましたところのものを世界市場に出しましたとしても、クレームとして受取られないというような産業はいかにかと考へます。その点もよく討究いたしまして、どういふところにどういふクレームができたかという原因

を討究してみたい。まず手初めに先刻お話しいたしましたように指導機關の拡充、すなわち生産の指導と、商品を出し出し得るような指導をして行きたいと思つておられます。これで御了承を願ひます。

○今登委員 専任の稲垣さん以來条件食大臣ばかりでありましたが、このたび専任の横尾さんの就任にあつたので決意はなか／＼賛意を表します。その考へでひとつ大いにやつてもらいたいのですが、現実は今般の地方税の問題にしてもあるいは貿易の方面においても、ドッジ・ライン下の国内産業の設備資金の問題においても、あらゆる方面において通商産業省の意見は閣議において現実に通つておられぬ。そうして日本の通商行政というものはまことに深刻な打撃を受けつつあるということとは國民がひとしく知つておられるところでございます。

私は歴代の通産大臣が、いさ／＼少くも地方税の問題においても発言権を持ち、努力したならば、今日この国会にかかつておられるとき地方税法案は出なかつたであらうと思つておられます。われ／＼はそれらの点について大臣が卒直に歴代の通産大臣のあり方を反省して、日本の産業行政のあり方を示すという意味で、党派を超えて御努力されることを希望いたします。

そこで日鉄法の問題に入りますが、まず最初に終戦以來、政府の強力な補助金政策によつて回復して参りました鉄鋼業も、御承知のように七月一日の補助金の全面的撤廃によつて大きな試練期に入つたものであると思つておられます。これは申すまでもないと思つておられます。今後鉄鋼業が、機械企業の合理化によつて、激烈な国際競争場裡に打つ

て出るわけでございますが、現在のわが国の鉄鋼業は、いまだ戦争中の創傷が回復してありません。設備が老朽し、非能率であることも御承知の通りであります。さらに配炭公団廢止に伴う日本の石炭の自由販賣から高炭價に悩まされておられることは、今日の鉄鋼業の一番大きな問題であります。

このような悪条件のもとにおいて、朝鮮の専賣その他關炭、撫順炭等の輸入の上における大きな障害、わが国の石炭價格と鉄鋼業の問題等をわれわれは全然等閑に付してこの日鉄法の審議に當ることはできません。このような現在の状態のもとにおいて、鉄鋼業の自立、これが自由企業として成り立つたかという問題、その他全般的な大臣の御構想とお考へを承りたいと思つておられます。

○横尾國務大臣 たいま製鉄業に對してのお話を承りましたが、実は私は専門じやないからつきり申し上げられませんが、しかしながら八幡の製鉄所は廣畑に比べて機械も古いということもよく承知しております。そして八幡のものよりも廣畑のものが生産コストが安いということも承知しております。

つきましては開業炭が入りにくいのではないかと考へておられます。あるいは専賣の推移においてはそういうことも考へられなければならぬと思つておられます。そういうことには對しては目下本省において討究中でありまして、御懸念のないようにして行きたいと思つておられます。また製鉄業に對してはまだまだ残されたところの技術的方面に多々問題があるのではないかと考へておられます。私はよくはわかりませんが、私の友達の製鉄

業者は酸素製鉄ということも考へておられるのであります。また重油の使用ということも考へておられるように聞いております。それが適切であるか否かは今私は判断申し上げかねますけれども、しかし幾らかつ効果があるということを聞いておりますから、こういう方面でも討究いたしましたならば、まだコストを引下げることができはせぬかと思つておられます。

ことに私はすべての工業に對しまして、補助金の温床にいつまでもなれるということになりますると、どういたしまして自立経営が漸次遅れて行くものと思われまふ。われわれもそういうような徑路をたどつて来ているものであります。あるときとありといへども、補助金制度というものは思ひ切つてやめることが業界のためになるものなりと信するものであります。でありますからたいまお話を製鉄業に對して申しても、そういうようなことで技術の向上、そうして経営の合理化を極度に進めるように指導して行きたいと考へるものであります。

○今登委員 卒直な御答弁でありついでに申し上げるのもどうかと思つておられます。結論としては具体的ものはないと思つておられます。場當りは、これはお話のように私は好まないものであります。それから審議会の答申は今日に相なりましてまだ見ておりませんが、これに對しては御答を申し上げたいと思つておられます。

○首藤政府委員 私から足りない分を御説明したいと思つておられます。今の鉄鋼の補助金打ち切りによるところの打撃は、今登委員も言われたごとく、相当深刻であつたのであります。幸いに

に關する場當りの問題で、一例をあげれば、高炭價と製鉄の製品の値段の引下げというものについても、ただ単なる合理化を行うということだけで、要素はない。たとえば補助金を打ち切つて、そうして外国の製鉄業と太刀打ちすることはできないが、これをどうして行くかという、産業合理化資金の運用その他についても具体的な方策がない。すべて場當りのものがあるから、何らの結論が出ないということになると思つておられます。

私は一例を申し上げますならば、産業合理化審議会が先般行われて、この産業合理化審議会において鉄鋼業のあり方についても意見が出ておるはずであります。これらの審議会が出した結論に對して、大臣はどうお思ひであるか。さらに大臣がどうお思ひであるか。さらに局長はこれに對してどういふふうなあなたの御見解であるかということをお話して、あわせてこの際聞きたいと思つておられます。

○横尾國務大臣 たいま場當り式の計画とおつしやいましたが、私はできませんならば定められた基準は永久にそれによつて行くようなものを考へたいと思つておられます。場當りは、これはお話のように私は好まないものであります。それから審議会の答申は今日に相なりましてまだ見ておりませんが、これに對しては御答を申し上げたいと思つておられます。

す。われ／＼はそれらの審議会が出した結論と、今の大臣の答弁といい、事務当局の計画といい、思い比べてみて、日本の鉄鋼業の将来を思うときに、まさに冷水三斗の思いがするわけでありませぬ。そこで私は再度大臣にお伺いしたいが、大臣は鉄鋼業に負荷されている責任とその使命に対して、今後助成金がなくなりまして、とにかく自由経済に放任されて、十分今言われた技術の向上や、あるいは合理化の線での鉄鋼業がずつと自立して行き得るようにお考えになつてゐるか。それともそれではどうもだめだ、こういうふうな手を打つて、あるいは産業合理化に関する資金については、今の大蔵省のやり方ではまずいから、産業合理化金融庫をつくる、こういうふうな手を打つとか、復興金融庫の改組をやるのが何とかがいような御抱負があるならば、それを承りたい。具体的ななをいう鉄鋼業に対する今後大臣としての打たれるべき方策があるならば承りたいと思ひます。あわせてもし大蔵省の政府委員の方が来ておられるならば、それらの鉄鋼業が要求しているのは石炭鉄業が要求しているところの資金——先般第七国会閉会以来、この通商産業委員会が夏場の貯炭に対するところの当面六十億の金と、将来の石炭金融についてだけここで取上げた委員長の処置については、私は非常に不満を感じ得ないのであります。われわれは日本の産業のためには、鉄鋼といわず石炭といわず、あらゆる産業が今日合理化資金、資金難にあえいで、今日のドツジ・ラインの影響下に非常に苦難の道をたどつてゐるのであります。私はこの際大蔵省関係の方から、

それらの鉄鋼業に対する設備資金四百二十億、さらに石炭鉄業に対する昭和二十七年までの四百億の資金、これが大蔵省の見通しとしてまかない得て、これを十分保証し得るものであるかどうかということも、あわせてこの際ひとつ御答弁を求めたいと思ひます。

○横尾國務大臣 補給金がなくなつてどうかというお話であります。鉄鋼業に對しては一部のお補給金の残つてゐるものがあります。またその他の補給金に對してはよく討究して万やむを得ざるものは何とかしなければならぬのではないと思ひます。事業の上におきまして私は考えますの、資金の調達もさることながら、金利の高いことを何とかしなければいけません。これをやるのがわれ／＼まず手をつけるべきものではなからうかと考へるのであります。

○小金委員長 ちよつと委員長から申し上げますが、大蔵省は磯田共済隊長だけで、政府委員が来ておりませんので答へがありません。

なお石炭の金融その他についてだけを取上げて、産業のその他の点を上げなかつた委員長の措置について不満を表明されましたが、あれは閉会中の調査の問題でありまして、石炭の合理化を取上げたのであります。そうしてたまたま金融問題を中心に論議が續行されました。しかしながら、私は一般金融問題について非常に多くの時間を費したことは認めましたが、今、今澄委員のおつしやつたような趣旨において一応そこを検討したい、委員会としても取上げたいと思つたので、あえて発言を制限せずに全般の問題を論議し

ていたございましたから、その点を御了承願ひます。

○今澄委員 大蔵省の方の答弁がありませんが、大体大蔵省は、いかなる委員会においても出席が大体一時間ぐらゐ遅れるというのが今日の通弊なんです。税金をとつて、そうして金融の王者にすわつて、今日大蔵省が特權的な考へにふけるといふことは、あるいは凡人の常かもしれぬけれども、私も少しもともころういつた重大な問題に對して、大蔵省の態度はまことに遺憾千萬であると思ひます。

それから今の委員長のお話であるが、先般も私ははる／＼選挙区から休会中に現われて来たのでございますけれども、この石炭の合理化の問題については与党である自由党の皆さん方が全部質問をして、野党であられ／＼は関連質問として私がわずか、しかも少数党にも発言の機会を与えなければならぬという神田委員の附帯言葉で、二分間質問をしただけです。これでは決して十分なる時間を与えて全般的の産業、金融に関する問題を討議したとは言えないことを、ここにあわせて委員長に申し上げておきます。

それから今の大臣の御答弁でありましたが、何ら具体的なお話がございませぬ。しかし私は率直な大臣の答弁についてこれ以上どうも言ひにくいのであります。鉄鋼業を語るにあつたつて、これと一体不可分な関係にあるのが石炭でございます。すなわち石炭の価格が鉄鋼の運命を左右する。この高炭価問題が、最近のわが国産業のキー・ポイントであるといふことは、今日の経団連、あるいは石川一郎氏の仲裁、その他毎日々々の石炭業者と鉄鋼業者

との対立の問題が一番雄弁に物語つてゐる。これに對して通商産業大臣として、これらの石炭の値段と、鉄鋼業との紛争の問題について、まだ調停に立たれたといふ話を聞かない。しかも炭価の引下げは、外国の強粘結炭の輸入によつて引下げられるのか、国内の石炭産業に合理化資金を与えることによつて、これを近代化し、合理化して引下げようとしてゐるのかという根本的な対策については、政府の明確な所信を伺つたことが不幸にしてございませぬ。そこで私は大臣に重ねて聞きます。わが国のこのような鉄鋼業に對する建前から、一体石炭はどういうふうにして値段を引下げられるおつもりであるか。外国炭の輸入の見通しについて私は聞きたい。さらに鉄鋼業と石炭鉄業とが対立してゐる問題について、通産大臣がこの間に立つて、両者の円満な妥結と十分なる協力態勢を築き上げられる方針があるかどうか。この点について足らざるところを、炭価の問題その他についても、政務次官から詳細に補足していただきたいと思ひます。

○横尾國務大臣 外国炭を引入れて内地の炭価を引下げようと思ひがあるかどうかというお尋ねであります。現在外国炭は御存じの通り強粘結炭でありまして、内地のほとんど北松浦のみに依存してゐる強粘結炭では足りませぬので、余儀なく輸入してゐるような次第であります。それで普通石炭に對する圧迫ということにはならぬのじやないかと私は考へます。

それから今の石炭業者と製鉄業者との紛争の間に立つて、何か調停の意思があるかということですが、実は

私まだその事情をよく知らないもので、事務当局に聞きまして、できることならば争いをなくして、両々相立つて行くように話を進めたいと考へます。

○實業政府委員 私からもお答えしたいと思ひます。ただいまの今澄委員の御質問であります。いかにして石炭を安くするか、御承知の通り昨年配炭公社が廃止された場合、石炭の価格は大体四千二百円になつておつたのであります。これには公社の手数料あるいは実際よりも相当高いところのブル計算で算定されて、それがマール公として四千二百円となつたのであります。しかも当時時炭が非常に大きくなつた関係上、配炭公社が廃止になつた後におきましては、良質炭が相当安くなるであらう。要するに配炭公社のあつた場合の冗費が節約されますから、少くともその分だけは必ず石炭価格は低下するであらうということが、一般需要者の気持であつたのであります。ところがその後実際は、意外にも石炭価格は日に騰貴いたしました。現在においては良質炭が五千何百円、六千円というような高値が出て参りましたので、重要工業におきましては、コストに重大な影響をもたらす。しかし輸出貿易にこれまた大きな暗影を投じておるといふようなわけでありませぬ。そこでただいま大臣から申されましたごとく、一部には、この際外国炭を相当輸入して、そうして供給をふやし、もつて炭価を引下げたいといふやないかという意見もなきにしもあらずでありますけれども、通産省といたしましては、ただいま大臣が申し

上げましたこと、特に強粘結炭はやむを得ないのでありますが、その他のものはそういう手段はとりたくないという考え方を持っております。しかしらばどうして値段を引下げるかという点であります。先ほども御説にありましたが、企業合理化審議会でも一応審議いたしました結果、大体四百億円の資金をもつて設備の改善をやる。しかしとも目先の問題には間に合わぬと思っております。その他におきましては、今まで復金あるいは見返り資金等々で、相当巨額な資金が投入されておりました。これの償還あるいは利子、それらの負担が現在の石炭価格を騰貴せしめている大きな要素となつておるかとも考えるのであります。そこでこの際できるならば、復金あるいは見返り資金の償還期間をある程度延ばして、さらにもたまたま一面において金利をできるだけ引下げてもらうというふうな、当面の応急措置をとること、炭価引下げの一つの方法ではないか、こういうふうな考え方を持っておりますのであります。近く関係方面と折衝を始めたい、かように考えておるわけです。

○今委員 今の大臣の御答弁並びに政務次官の御答弁は、石炭に関する金融についての昨日の委員会の結果を振りかえるだけでも、まさに噴飯にたえないのであります。石炭に関する金融については昨日の委員会でも、私は発言しなかつたのでありますが、炭鉱業者が六十人もこの委員会へ傍聴に詰めかけて、うしろでひしめいておりましたが、その前で、日本銀行の副総裁並びに舟山銀行局長は何と言いましたか。舟山銀行局長は日本銀行におまかせすると言ひ、日本銀行はできる限り努力するというので、昨日の石炭に関する金融の問題は打切られたのであります。われわれは、少くともそういうつたやり方でこの合理化を行い、石炭の値段を下げ、しかもそれが鉄鋼業が十分採算がとれるような措置であると信ぜられるとするならば、あなた方はまことにドン・キホーテと言わざるを得ません。われわれは、政府の自由販売——あるいは肥料その他の公団が廃止になつた結果、肥料においても、今日肥料が自由販売になつて、資金の需要量は歴大なものである。大蔵省の方はまだお見えになりませんが、大蔵省の方がお見えになつたら御存じのほうである。石炭においても、鉄鋼業においても、あらゆる方面におきまして歴大な資金が必要になるような態勢に、漸次わが国の経済態勢は移りつつあるにもかかわらず、これを行う政府の方針は、大蔵省の銀行局長は、日銀に任した、日銀はできる限りの努力をしますから、どうか大臣並びに次官はそれのような今日の日本の金融情勢、それから大蔵省の態度、日銀の態度等についても、よほどの御決意をもつて、よほどの監視をし、努力をされなければ、国家の基礎産業である鉄鋼業のために努力しようとしている民間業者の怨嗟の的になるだろうということ、ひとつ御覚悟を願ひたい。私は、鉄鋼業自体の合理化は、現在においては、先ほど述べたいろ／＼な要素から、もう限度にきていると思う。そこで私は、大臣、次官でなしに鉄鋼局長から、これらの鉄鋼業の合理化で、今度の補給金の七月一日からの分をほとんど

ど吸収するという話がさきにございましたが、この鉄鋼業自体の合理化の現在のくわしい説明と、できれば合理化ほどの程度まで来ておつて、しかもどういうふうになつておるといふ詳細な資料をいただきたいのであります。とりあえずこの席で、鉄鋼業の合理化はどの程度まで来ているか、あるいはあとまだうんと合理化する余地があるか、それともはや限界であるか、それらのことについて御説明をお願いしたいと思います。

○中村政府委員 鉄鋼業の合理化の現状についてのお話がございましたが、先般七月一日の価格改訂の際に、鉄鉄の価格が、それ以前におきまして大体五十一ドル、七月改訂の数字が四四・六ドルくらいと記憶いたしますが、これは一面原材料関係の値下りの問題も関係しております。それから作業費その他の合理化の数字も織り込んでこまめて来ております。今後の問題といひましては、もとより原材料費の値下りも相当考慮得る問題の一つでございます。それとさらに作業費その他の経費の合理化、労働生産性の向上と申しますか、それから技術的な、たとえば先ほど来申し上げました技術の改善、熱管理の徹底というふうな問題がございまして、これらの問題を総合いたしまして、さらにこの線をもう少し引下げて参りたい。こういうことで指導して来ております。製鋼部門の問題になりますと、先ほど申し上げましたように、一つには酸素製鋼、あるいはその他のアメリカ調査団がいろ／＼指摘しております計器の採用によりコストの引下げ、それから先ほど申し上げた熱管理の問題、こういうものを

織り込みまして補給金の全部というところはさつき申し上げておりませんが、削減されます補給金の半額程度の合理化は、こししばらくの期間で行い得るのじやなからうか。こういうくわいに製鋼部門の方は考えております。こういう目途から申しますと、数字的にはあとどのくらい下がるかという問題は、ちよつと私として申し上げかねる問題でございますが、二十五年一年、あるいは二十六年度というものを頭に描きまして、そして鉄鋼業の合理化をそういう期間においてたゆまずやつて参る、こういうところにおかれわれのねらいがあります。鋼材補給金をはずすことが、鉄鋼業のために非常な危機を招来するものであるかという問題も、ごく最近まで論じられておりましたが、私個人の率直な気持から申しまして、二十四年度の鉄鋼業の歩み、あるいは二十五年年度の現在、あるいは近き将来というものを織り込んで考えましたことから、鋼材補給金をはずすことは、鉄鋼業を自主的に強力にするにはなるけれども、決して弱体化するものではないという確信を持つておりました。今日においても持つております。そういう意味合いにおいて、残る問題は鉄鉄補給金の問題だけでございます。これは政府関係各省間その他で目下検討中でございます。この点については私から結論的に申し上げられない段階でございます。世間には鉄鋼と石炭との問題に関連しまして、あたかも対立あるがごとくに論議されるのでありますが、今日までの石炭、鉄鋼業の長い間におきます発達を考へてみますと、大体昭和七、八年の不況時から石炭鉄業の歩んだ道、ま

たその当時から鉄鋼業の足どりというところから今日の問題を考へますと、その当時の詳しい数字は忘れませんが、日本の石炭鉄業の操業度上昇と、石炭鉄業の安定操業というものは、鉄鋼業の拡充ということが行われ始めました昭和十年ごろと記憶しますが、要するに粉炭の価格が塊炭に対する割合から見ると、高く売れる状態になつたという時が、石炭鉄業の著しい操業度の上昇時期であります。そのことから考へまして、鉄鋼業の発展は石炭鉄業自身の発展でもあり、安定の操業を可能ならしめる基礎である、こういうくわいに歩んでおります。そういう意味合いから、今日の石炭と鉄鋼の問題をあわせ考へますと、鉄鋼業の安定操業ということが、ひいては石炭鉄業の安定操業になるという業者間の実際の協力関係をつぶさに見て参りますと、そう深刻な対立問題ではない。今日の段階においては、鉄鋼業者も石炭業者もともにこの両産業の両立するために、お互いに行けるだけの合理化をして、国際競争に負けない鉄鋼の価格をつくり上げるというふうな歩みになつております。また鉄鋼業の立場から申し上げても、われわれは、日本の石炭価格が、アメリカの炉前のあるような安い価格でなければ、鉄鋼業が成り立たないのだというふうな弱音は申し上げておけません。もとより日本の鉄鋼の原料面から来ますいろ／＼の不利な条件は、今日の段階に來るまでにおいても味わつた問題でございます。この面から申しまして、石炭鉄業をアメリカ並の石炭にしなければならぬというのでなしに、日本の石炭鉄業としてできる程度の石炭価格をでき

ただ鉄鋼業も取入れて、その上でと
もに両産業が成り立つような限度を究
見しようというのが、先般通産省に設
置されました産業合理化審議会の歩み
であります。そういう意味合いから
いたしましたし、国際並の石炭価格より
も少し割高なもので、日本の鉄鋼業
は、製鉄部門においても、あるいは製
鋼部門、あるいは圧延部門において
も、総合的な合理化の線でこれを吸収
して参りたいというのが真の考え方
でございます。こういう意味合いから
申しまして、私は鉄鋼業と石炭鉱業の
対立ということを考えることはできな
い。意見の相違はございまして、実
際の足どりを申しますと、漸次両企
業の存立を可能ならしめるような線に
到達して参ると私は確信しておりま
す。

○今澄委員 できれば局長から、設備
改善についての具体的な方策と解決
策、それから高炭価問題について、抽
象的な過去の統計や将来の見通しでは
なくて、一体日本の石炭の値段をどの
程度にいかにして引下げるかという具
体的な問題、さらにもう一つは雇用量
の多い、鉄鋼産業は重大な労働問題を
含む産業であるが、企業合理化のため
の人員整理とか、その他の問題につ
いて的確な見通しと、日本の鉄鋼業界
における労働問題は、合理化の面から
みてどの程度の問題になるかというこ
とを私は伺いたかつた。あとで鉄鋼局
長からこの問題についても一度御答
弁を願わしたい。

それから鉄鋼と石炭の値段の問題に
ついてはそうなるだろうという理論的
推定を伺いましたが、自由経済の中
における鉄鋼業と石炭鉱業というもの

は、理論的に推定すればそうなるだろ
うと私も思いますが、それは推定であ
り、理論である。しかしながら現実の
鉄鋼業と石炭の問題は、石川一郎氏が
ここ半歳にわたつて努力しつつある姿
が最も雄弁に物語つておるのでありま
して、私が大臣にお伺いしたいのは、
一体わが国の将来の産業構造というも
のをどういうふうな考えでおられる
か。すなわち鉄鋼、石炭等重化学工業
を中心に日本の産業構造を考えておら
れるか。それとも軽工業によつて輸出
をして、鉄鋼業や石炭鉱業やその他は
相当な出血をして、海外との競争力が
相当落ちて、軽工業的な繊維を中心
に、従来の日本がとつておつたような
方向で行かれるのかというような問題
について、日本の今後の産業構造と、
それに対する大臣の抱負をお伺いた
したい。鉄鋼局長からは、設備の改善
と炭価の引下げに対する具体的問題、
さらに労働問題を含めた鉄鋼業への従
業員数の問題等をひとつ伺いたい。

○横尾國務大臣 今澄さんの今の御質
問は、大臣は繊維工業と重工業—重
工業というの機械工業のことだろう
と思いますが、そのどちらかを重んず
るかという意味にとりまされたが、私は
両方とも—どちらを重く見る、どち
らを軽く見るということはないに、両
方立って行きたいと思ひます。ことに私
の考えておられるのは、繊維工業より
も重工業の方が労力をよけいに使用し
ますので、わが国としてはその方をも
より以上にしたい。今まではあまり海
外に販路を持たなかつた。これからは
海外に販路を開拓したい。そうして日
本でつくりました重工業の製品が、海
外に信用を博して売れるようにして行

き、また一面繊維も現在の市場より
も、なお一層の市場を開拓することを
望むものであります。

○中村政府委員 今澄委員の御質問の
うち設備資金の問題でございますが、
これが先般の産業合理化
審議会におきまして、鉄鋼部会が一応
結論を出しましたのは、先ほど今澄委
員も申されました三箇年二百四十億とい
う数字でございます。われ／＼の最初
の年度におきます所要額は、おおむね
百億程度でございます。この充足が
今日の問題でございますが、これにつ
いてはエイド・ファンドあるいは杜債増
資あるいは自己資金の調達というよう
なことで充足して参りたいと考えてお
ります。今日まで個々の会社ごとの程
度に充足して参つておるかという数字
を持ち合せておられません。鉄鋼業に
対しまして一般の考え方も大分安定して
参つておられて、金融上の明るい見
通しも一面相当あるわけではなからう
かと考えております。

それから従業員の問題、労働問題の
お話でございましたが、鉄鋼業に従事
いたします従業員の数は、大体二十万
と記憶いたします。これらの従業員が
今後どうなるであろうかという御質問
のように考えますが、今日鉄鋼業に対
しまして需要関係の推移、輸出状況の見
通し等も含めて考え、先ほど来私の申
し上げました鉄鋼業の生産計画の上昇
カーブということ念頭に置いて考え
ますと、今澄委員の仰せられましたよ
うな労働問題、お考えになる労働問題
というものは、これは考えなく
てもよろしいのではなからうかとい
うぐあいに、明るく私は考えておりま
す。

○今澄委員 それで引続き質問を申し
上げますが、私は今の御答弁で、一点
念を押しておきたいのは、今後日鉄法
の廃止その他諸般の措置から、もし鉄
鋼業界において人員整理等の問題が起
きた場合は、今の局長の見解からする
と、それは政府の責任ではない。政府
としてはかような状態で、大抵人員問
題が明るいと云ふことになれば、それ
は経営者の無能に帰するか、経営者の
欠点になるのだから、製鉄事業の従業
員は安心して参つてよろしいという結
論になるものと断定を下しておきま
す。それから今の設備改善、高炭価問
題についても、具体的な結論が生まれ
て参りましたが、これも今日の委員会では
時間もかかりますし、同僚議員の質問
もありましようから、追究するのをや
めて、このお尋ねはこれで打ち切ら
す。

これから法案に入りますけれども、
製鉄所全般の問題の最後の逃避行は金
融である。これ／＼こういうような設
備資金というふうなことで、通産省は
資金々々と言いますが、かんじんの大
蔵省は、これにこたえて、その裏づけ
をしたためがない。委員会に呼んで
も出席しないという状況である。だか
らこの法案の審議をしておる間に、も
し委員長において誠意をもつて処置さ
れるならば、鉄鋼に関する限りでもけ
つこうでございますが、資金を提供す
る大蔵省の責任者から、先ほどからの
通産省の方々の答弁を裏づける一切の
言葉を私は得たいと思ひますが、お呼
びを願いたいと思ひます。

○小山説明員 日鉄法の十六条の説明
を申し上げます。政府が日鉄をつくり
ました際に、いろいろの問題で、金の
計算上、政府の負担すべきものを、一
応日鉄にかわりに負担しておいて、
あとの相殺は政府株に対する配当から
差引くというふうな方法を考えたわけ
であります。十六条はそういう、かわ
りに立てかえを命ずる根拠の規定であ
ります。政府が第四条によつて出資を
なす場合には、出資をするわけだか
ら、そういう立てかえの義務を命ずる
わけでありまして、主務大臣は大抵二
つのことに関して命ずることができ
るわけでありまして、一つは、日本製鉄株
式会社に対して、政府の官製製鉄所か
ら引継いだ従業員がやめられた際の退
職手当は、これは政府の出すべきもの
であるが、一応日鉄に出させることを
命ずる根拠をここに置かして、その
命じ方の詳細は勅令の方に書いてある
わけでありまして、もう一つは、昭和四
年法律二千八号、及び昭和五年法律第

する大きな問題は、どうも具体的にこ
れはこうだ、これはこうするのだとい
うことはなかつたようでございます。
私はそのために、産業の合理化から生
ずる失業を恐れたが、その失業につ
いては、鉄鋼局長より太鼓判を押された
ので、もう一応本法案の審議に入りま
す。法律の中でも、すでに中村委員か
ら大分質問がありましたので、重複を
避けて、簡単に以下五、六点をお尋ね
いたしたいと思います。そこで私は、
先ほど政務次官その他からもいろいろ
答弁がございましたが、日鉄法の十六
条について、一べん明快な御説明を、
この際政府委員の方に願わしたいと思
ひます。

資料でもけつこうですが、手元にあれば御説明願いたい。

○中村政府委員 今の八幡、富士の生産比の問題ですが、一応手元にある数字で申しますと、二十五年度の第一・四半期の生産計画では、鉄鉄の部門で八幡の全国に対する割合は三八%、富士は三七・八%程度でございます。それから鋼材の生産の方から申しますと、全国比は二三・二、富士は九・五というふうな実情になっております。

○今委員 今簡単な御説明を願っただけでも、大分わが国の鉄鋼業界における地位が大きいことがうなずかれますが、なお今後のわれわれの研究の課題の資料として当局でつくつていただければ仕合せであります。われわれはこのような大きな産業の規模からいつて、なるほどこういつた大きなスケールは必要であると思つております。だがしかしこれはやはり独占的な傾向がなきにしもあらずといわなければならぬ。そこでこれら二大会社の今後の動きは、日鉄法の拘束がない現在どうなるかということに国民も大きな関心を持つて、占領下の今日においてもいろいろ客観情勢からも関心が持たれるだろうと思つて、そこで私は、政府はこのように重要産業である鉄鋼業に対して全然野放しにして行くか、あるいは石炭において石炭企業助成法、鉄鋼業において鉄鋼企業助成法というふうな特別法でもつくつて、これらの調整指導等を、少くとも自由主義経済を標榜される現内閣においても最小限度おやりにならなければ、これは非常に大きな障害を招きはしないかと人ごとながら憂えるものであります。これについて政府の責任ある答弁を承ります。

○首藤政府委員 お答えします。先ほど大臣からもお答えいたしました。こういう産業をいつまでも政府がいたずらに保護する、あるいは助成金を交付するということは、結果的に見て決して好ましいやり方ではないと思つておるのであります。いわゆる温床といふか、一つの箱の中に入れておくよりも、ほんとうに国際水準に達せしめて、いついかなる場合でも競争し得る態勢を持つて行きますには、ある程度野放しにして、創意くふうというふうな点を強調して行くことが、結局において日本産業を堅実に発達せしめる上から有利だと思つております。持つておるのであります。今回の補助を打切つたのも一つはそういう見解から打切つたのであります。今後の情勢いかによりますと、政府がどうしても保護しなければならぬ客観情勢ができたならば、そのときの状態に即応して適当な方法を講じて行きたいと思つておるのであります。

○今委員 いつも自由主義経済論でございますが、私はこの法律案を審議するにあつて、この前の石炭の場合においても、配炭団の廃止は重要な石炭産業の上に大きな弊害をもたらすであろう。社会党であるわれわれの言っていることが全部通らなくても、最小限度のわくの中に、少くとも石炭業者の出炭を買い上げる、その他のものは自由販売というぐらゐな措置を漸進的に講じなければ、日本の中小炭鉱が壊滅することは当然である。政府はそれらに対する金融とか、占領下の今日において全幅的の約束はできないだらうということを追究したときに、ちよ

ろど今の政務次官と同じような答弁でございました。しかし石炭業今日の姿は、この前の委員会から金融の問題の一つを取上げてみても、まことにこんなとたる実情である。私は製鉄事業をして再びこのようなことにはいたすことを恐れるのであつて、日本の重大な基礎産業である、しかも重工業の中心をなすものである、また化学工業の振興から機械の製造、その他将来のわが国の輸出の面に占めるその地位を考へるときに、私は今の政務次官の答弁をどうか速記録に十分とどめて、私どもがとなえておるこゝろいつた警告に將來必ず政府が狼狽して、鉄鋼業についても大きく彌縫策を講じなければならぬであらうことを恐れる次第であります。大臣から御答弁がございませぬが、少くとも鉄鋼業については、私はこれは日本の一番基礎産業として、この際大臣は少くとも最小限度の国家の助成なりあるいは指導を与えるところの方策を考えられるように希望します。

次に移りまして、第五、第六項は従来のごとく無担保でも社債の募集や資金の確保を行つ得ると規定になつております。八幡や富士のごとく巨大な資金をしかも長期にわたつて必要とする企業体においては、将来とも無担保でも政府の承認があれば社債の募集等ができる処置を、政府は鉄鋼業に対する金融についても講ずるぐらゐのことは私は当然であらうと思つて、重要基幹産業も何もかも同じだといふようなあり方ではないか。日本の鉄鋼業が金融の面においても十分資金を調達し得ることが困難ではないか。単に二、三年ということではまことにお話にな

らぬと思つますが、この点について大臣なり政務次官から重ねて御答弁を願いたいと思つております。

○首藤政府委員 お答えいたします。御説の通り三年間従来の通り行くといふことを規定いたしましたのは、八幡製鉄所も富士製鉄所も今日まで特殊会社でありました関係上、設備が一つも登記してないのであります。従つて今後一つの私法人となりました関係上、一応全部登記しなければならぬ。御承知の通り非常に膨大な設備でありますので、登記に二年ないし三年の期間がかかる。かような推定から一応の間だけは従来の通りやつて行くといふ考え方でこの法案をつつたのであります。一応登記ができましたならば、他の一般法人と同様の取扱をすることが妥当だ、かように考えております。

○今委員 政府はすべて日本の重要産業を保護し助成するといふことは何か大きな罪悪であるかのような判断と答弁でございしますが、われわれはそれらの登記その他の問題を除いて、こゝろいつた日本の特に重要な産業に――たとえば復興金融庫を産業合理化金庫というふうなものにかえて、昭和二十五年中のいわゆる債務償還五百億なり、あるいは復金に返つて来る七、八十億の金を中心にこゝろいつた製鉄事業に流すか、それができなければ、担保なくとも国家の保証なりあるいは政府の承認のもとに、それらの調達ができるといふ措置を講ずるといふ考え方が、大蔵省の今日のごとき強力な発言権の時代においては、通産省としては当然国民の納得すべき、産業を守る正當な立場からしなければならぬ。これは

はほんとうに筋の通つた主張であるといふことを重ねて私は申し上げておきます。

それから本法律案の有効期限について重ねて私は申し上げておきます。本法律案の有効期限について何も言つておりませんが、一体いつまでであるか。

私はまだ夜更けまで質問したいと思つておりましたが、お暑いのでなるべく簡単にいたしますが、最後に輸入補給金の問題が残つております。輸入補給金は將來ともずっと続けて出されるおつもりであるかどうか、政府の答弁を希望します。

○中村政府委員 大体附則に規定されております要綱、特に一般担保の問題に關連いたしました工場財団の設定が可能になりますれば、当然この法律は失効するといふ考えであります。

輸入補給金の今後の扱ひ方、あるいは見直しという問題になります。輸入補給金の一応の実際上の推移から考へまして、大体輸入補給金は今後は原則として支給しない、大体鉄鉱石、石炭の今日の推移を考へますと、鉄鉄の織り込み価格から見ると同一ないしはそれ以下というのが実情でございまして、この線から物価の方では原則として支給しないという建前をとつております。私から答弁するのはちよつと筋違ひかと思つますが、主管官庁は物価庁でございしますが、大体われわれが接した面の今日までの結論はそういう方向であります。

○今委員 いろいろ御質問をいたしたのでありますが、結局するところ鉄鋼業全般に關する大きな問題については、大臣は率直にあまり詳しくないと

いうことで、私もつつ込んだ質問を留保した形でございます。しかしながら今の重大なる石炭の炭価の引下げであるとか、鉄鋼事業の合理化であるとか、国家が鉄鋼事業に与える保護指導の問題などについては何ら政府としては措置がない。それから法案の問題についても、今の共済組合の問題についても、その他いろいろの問題について、私どもは通産大臣から責任をもつてそれではこうしてやろうという御答弁は得られなかつた。この法律案を全体的に見たときに、簡単な法律ではあるが、この法律案一つをとつても政府は一貫した態度に非常に欠けておると私は思います。なおこの際、石炭鉱業の四百億の資金、それから肥料産業、これは過磷酸石灰、窒素、硫酸を含めた自由販売態勢のもとにおける市販態勢確立のための流動資金と、将来の合理化資金、むろん繊維工業の今日の状態は、政府は先般織機一台当りの融資をやつて非常に成功したつもりであります。が、困難な情勢も御承知の通りである。今の通産省が管轄しておる傘下の各種の問題は、非常に困難でございます。さらに電気事業の分回をもし政府がやるといふことになれば、電気料金の値上り、その他の問題も含めて、私は質問の最後に、横尾通産大臣は少くとも日本の現下の通産行政を眺める限りにおいては、通産大臣たる職というものは、ほんとうに決意を新たにして、自己の全力をあげて国家に奉仕するポストであるといふことを最後に御注意を申し上げて、一段と御勉強を望んで質問を打切る次第でございます。

○小金委員長 本日はこの程度にとど

めまして、残余の質疑は次会にお許しいたします。次会は明二十日午後一時から開会いたします。
これにて散会いたします。
午後三時三十五分散会

昭和二十五年七月二十九日印刷

昭和二十五年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁